

企画競争実施の提案募集

2021年6月22日

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長 桑村 琢

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

一般社団法人四国ツーリズム創造機構パンフレット等制作業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期限

2021年8月31日(火)

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1)事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2)法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により四国の 4 県又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け、又は当該処分の日から起算して 2 年を経過しない者

ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年 法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

エ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者

キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

ク 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる

団体

- (ア)成年被後見人又は被保佐人
 - (イ)破産者で復権を得ない者
 - (ウ)禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (エ)暴力団の構成員等
- ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3. 手続等

(1) 担当

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟3階
一般社団法人四国ツーリズム創造機構 清水、中村
電話 087-813-0433 フaxシミリ 087-813-0312
メールアドレス shimizu@shikoku-tourism.com
nakamura@shikoku-tourism.com

(2) 企画提案書の作成及び提出方法

① 書類の規格及び頁数:

パンフレットページネーション案…A4版 6面

パワーポイント案…10ページ以内かつPDF状態で5MB以内

② 提出書類: 様式第1号～第4号及び企画提案書(任意様式)

③ 企画提案書には、当該業務の実施体制及び経費の見積及び内訳も明瞭に記載すること。

④ 提出期限: 2021年7月7日(水) 17時00分

⑤ 提出方法: (1)に5部、持参又は郵送(書留郵便で期限内必着)するか、(1)記載のメールアドレスまで送信すること。(メールの場合は5MB程度以下の容量とし、電話等で着信の確認を行うこと。)

(3) 説明会 実施しない。

(4) 企画提案に関するヒアリング (必要に応じて実施することがある。)

(5) 提案書を特定するための評価基準 別紙「提案書の評価基準」とおり

4. 支払条件及び概算予算額

- (1) 支払条件: 事業終了後、運用報告書及び事業報告書の確認後に当機構の検査を経て、受託者からの適切な支払請求書を受領した日から30日以内に、請求者の取引銀行口座へ契約金額を振り込むものとする。
- (2) 概算予算額: 30万円以下(消費税及び地方消費税相当額を含む)

5. 応募に係る質問

委託業務の応募に係る質問は3. (1)記載のメールアドレスあてにメールで行うものとし、質問受付期限は6月30日(水)までとする。

質問に対する回答は、質問のあったメールアドレスあてにメールで返信して行うものとする。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提出期限までに 3(1)に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 提案書の差し替え及び再提出は、原則認めないこととする。なお、特定後においても提案書の記載内容の変更は、原則認めないこととする。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書を特定した応募者及び提案書を特定しなかった応募者に対して、その旨を書面で通知する。
- (7) 特定しなかった提案書は応募者に返却する。なお、返却を希望しない提案者はその限りでない。
- (8) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として速やかに実施主体と契約を結ぶこととする。
- (10) 当公示にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

提案書の評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・特定し、特定された提案書の応募者を、契約の相手方として特定する。

1. 評価項目と評価基準

(1) 業務内容の理解度

事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

(2) 提案内容の実効性

提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。

(3) 業務遂行の確実性

事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

(4) 予算の妥当性

企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

2. 特定方法

(1) 一般社団法人四国ツーリズム創造機構事業推進本部長(以下:本部長)が選定した者が、企画提案書ごとに各評価項目について1点から10点までの点数を記入する。

(2) 1. (1)～(3)については、その重要度を考慮し、本部長に選定された者の記入した点数を2倍する。

(3) 評価点数の合計が最も高い企画提案書を採用する。ただし、前項(2)の加点後の合計点を本部長に選定された者の数で除した平均点数が42点(70点の60%)に満たない場合は採用しない。

(4) 評価合計が最も高い企画提案書の提出者が複数ある場合は、本部長の決するところによる。